

企業会計基準公開草案第 45 号（企業会計基準第 12 号の改正案）  
「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び  
企業会計基準適用指針公開草案第 42 号（企業会計基準適用指針第 14 号の改正案）  
「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」等  
に対するコメント

企業会計基準委員会（ASBJ）は、四半期会計基準等について、開示書類の作成負担が加重であるとし簡素化を要望する意見が寄せられていたこと、また、平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」において、「四半期報告の大幅な簡素化」が盛り込まれたことを受け、四半期会計基準等の見直しについて検討を重ねてきたが、その結果を、12 月 22 日、公開草案として公表した。

経理委員会では、これに対し、財務諸表作成者における作業負担の軽減が見込まれることから支持するとした上で、偶発債務の注記についても同様の簡素化措置を検討願うとする意見を取り纏め、1 月 25 日、ASBJ 宛提出した。

---

企業会計基準公開草案第 45 号（企業会計基準第 12 号の改正案）  
「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び  
企業会計基準適用指針公開草案第 42 号（企業会計基準適用指針第 14 号の改正案）  
「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」等  
に対するコメントについて

2011 年 1 月 25 日  
社団法人 日本貿易会  
経 理 委 員 会

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

12 月 22 日に貴委員会より公表されました掲題公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しく願い申し上げます

敬具

記

現行の四半期報告制度が諸外国の中間財務報告等と比較して開示範囲が広いこと、四半期報告制度の本来の目的は適時開示であること等を考慮して四半期報告の簡素化を図る改正であり、財務諸表作成者における作業負担の軽減が見込まれることから、本草案を支持する。

今後もコンバージェンスの一環として各種会計基準の見直しが予定されているが、その際にも追加の注記情報等は極力四半期には求めないよう配慮願いたい。

尚、偶発債務の注記（「四半期財務諸表に関する会計基準」第 25 項(15)）については本草案に

においても改正が予定されていないが、総額だけの注記に留める等、他の項目と同様に簡素化の措置を検討頂きたい。

以 上